

北海道におけるまん延防止等重点措置の概要

措置区域

全道域

期間

令和4年1月27日(木)～2月20日(日)

1 行動変容の要請

外出
移動

- 混雑している場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控える
- 不要不急の都道府県間の移動は極力控える

飲食

- 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等の利用を控える
- 飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する

2 飲食店等への要請

○営業時間及び酒類提供

- 〔認証店〕 ①営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時まで 又は
②営業時間は5時から20時まで、酒類提供を行わない

〔非認証店〕 営業時間は5時から20時まで、酒類提供を行わない

○同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする

※対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない。

○カラオケ設備の提供を行う場合、密を避ける、換気の確保などの感染対策を徹底する

【飲食店等に対する協力金】 1月27日～2月20日まで全期間(25日間)協力

〔認証店〕 〔①の場合〕 中小企業・個人事業者：1店舗あたり62.5万円～187.5万円、大企業：1店舗あたり最大500万円

〔②の場合〕 中小企業・個人事業者：1店舗あたり75万円～250万円、大企業：1店舗あたり最大500万円

〔非認証店〕 中小企業・個人事業者：1店舗あたり75万円～250万円、大企業：1店舗あたり最大500万円

3

イベントの開催制限

○人数上限及び収容率

〔感染防止安全計画策定〕 人数上限20,000人、収容率100%以内

〔それ以外〕 人数上限5,000人、収容率50%(大声あり)または100%(大声なし)

※対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない。

○営業時間は21時まで、酒類の提供は20時まで

4

大規模な集客施設などへの要請

○入場者の整理などの感染防止対策を実施する

○カラオケ設備の提供を行う場合、密を避ける、換気の確保などの感染対策を徹底する

5

事業者への要請・協力依頼

○在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得、時差出勤等を推進する

○事業継続計画(BCP)の点検、策定など、事業継続に支障が起きないための準備に取り組む

6

公立施設

○業種別ガイドライン等に基づき、地域の感染状況に応じて、入場者の整理など感染防止対策を徹底する

7

学校への要請

○修学旅行、宿泊学習等では、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討し、道外の緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域は旅行先としない

○部活動は、活動を厳選し、感染対策徹底の上、実施し、これによりがたい場合は休止する